

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年（2025年）5月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年7月4日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 裕 子

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和7年度(2025年度) 第1回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和6年度分）

都市整備部

- ・都市計画課
- ・市街地整備課
- ・公園緑地課
- ・開発指導課
- ・建築住宅課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 過大徴収・過少徴収	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
2 業務の遅滞	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。
3 決裁の不備・誤り	ア 収入に関する通知、帳票は、決裁すべき専決権者により決裁されているか。 イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

（1）収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理
 - ④ 基金の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和7年(2025年)4月8日(火)から同年5月28日(水)まで

7 実施監査委員

井上 茂平 利根川 敏彦 浅古 高志 小林 成好

8 監査の結果

今回、監査を実施したところ、都市整備部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 収納事務において、納期限の設定に誤りのあるものがあつた。

歳入に係る納入の通知をするにあたっては、越谷市会計規則により、別に定めがあるものを除き通知しようとする日から起算して15日以内の納期限を定めなければならない旨規定されている。

当該事務の執行状況を確認したところ、所定日数を超えて納期限を設定していたものである。
(都市計画課、公園緑地課)

(2) 補助金申請等の事務において、関係文書の事務処理が適切に行われていないものがあつた。

各事務の処理方法に関しては、越谷市文書管理規程や事務専決規程等により、收受文書の取扱いや決裁権者などが定められている。

当該事務の執行状況を確認したところ、收受文書について所定の登録や、決裁権者による決裁の手続がなされていなかったものである。（都市計画課）

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、直行・直帰の旅行における旅費の調整の方法を誤っていたため支給不足となっていたものである。（都市計画課）

(2) 工事請負契約事務において、所定の手続によらず発注したものがあった。

契約事務の手続については、関係法令及び越谷市契約規則等により、一連の事務処理手順が定められている。

当該事務の執行状況を確認したところ、所定の処理手順のうち予算執行伺から契約締結決裁までの各手続を行わずに発注し、契約金額の支払に至っていたものである。（都市計画課）

【指導事項】

<収入事務>

(1) 調定事務

① 調定の時期に誤りがあったもの。（都市計画課、市街地整備課）

(2) 収納事務

① 所定期日どおりに納期限が設定されていなかったもの。（市街地整備課）

(3) その他（調定、収納、現金取扱事務以外）の収入事務

① 收受文書に係る所定の登録処理がされていなかったもの。（建築住宅課）

② 起案文書が作成されていなかったもの。（市街地整備課）

③ 決裁区分に誤りがあったもの。（開発指導課）

<支出事務>

(1) 契約事務

① 所定の見積書を使用していなかったもの。（市街地整備課）

② 完了確認・検査が遅延していたもの。（建築住宅課）

③ 指定管理者の事業計画書の確認の決裁が不明瞭だったもの。（公園緑地課）

<財産管理>

(1) 債権の管理

① 誓約による分納の管理が適切に行われていなかったもの。（市街地整備課）

② 決裁区分に誤りがあったもの。（市街地整備課）